

千葉県教育委員会会議議事録

令和7年度第3回会議（定例会）

1 期 日 令和7年6月26日（木） 開会 午前10時30分
閉会 午前11時18分

2 教育長及び出席委員

教育長 杉野 可愛
委員 貞廣 齋子
花岡 伸和
永沢 佳純
櫻井 直輝
芦澤 直太郎

3 出席職員

教 育 次 長 井田 忠裕
教 育 次 長 細川 義浩

企画管理部

企 画 管 理 部 長 原 義明
学 校 危 機 管 理 監 鈴木 真一
県 立 高 校 統 括 監 伊澤 浩二
教 育 総 務 課 長 鈴木 克之
教 育 政 策 課 長 鈴木 孝明
教 育 施 設 課 長 戸倉 俊彦

教育振興部

教 育 振 興 部 長 吉本 明広
教 育 振 興 部 次 長 赤池 正好
生 涯 学 習 課 副 参 事 兼
新 県 立 図 書 館 建 設 準 備 室 長 奈良 伸一郎
学 習 指 導 課 長 増田 武一郎
教 職 員 課 長 和久 純
教 職 員 課 副 参 事 金親 秀樹
教 職 員 課 副 参 事 兼 任 用 室 長 渡 繁伸

企画管理部

教育政策課高校改革推進室主査 瀬原 祥
教育施設課施設・管理班長 東端 利樹
同 主事 富田 拓実

教育振興部

生涯学習課新県立図書館建設準備室主幹 山田 浩子
同 主査 廣瀬 恭子
学習指導課主幹兼学力向上推進室長 西野 将司
同 主幹 吉村 政和
同 指導主事 渡邊 泰彦
学習指導課教育課程指導室指導主事 村瀬 正

同	指導主事	齋藤	大資
教職員課小中学校人事室管理主事		樋口	清之
教職員課任用室管理主事		加藤	大地
教職員課主幹兼管理室長		佐々木	恵
同	主席管理主事	青木	慎哉
同	管理主事	熊倉	理恵
同	管理主事	萩原	拓也

事務局

企画管理部教育総務課			
主幹兼委員会室長		山口	聖剛
同	副主幹	小合	基夫
同	主査	土屋	雄輝
同	主査	積田	さゆり

4 教育長開会宣告

5 署名人の指名 櫻井 直輝 委員

6 令和7年度第2回千葉県教育委員会会議（定例会）議事録の承認

7 議題の宣告及び非公開の決定

第15号議案は、教育委員会会議規則第13条第1項第4号の規定により「知事又は議会に対する意見の申し出等」に該当することから、また、第16号議案から第19号議案までについては、同規則同条同項第1号「任免、賞罰、人事」に該当することから、非公開により審議する。

8 進行役の指名

千葉県教育委員会会議規則第27条の2の規定に基づき、ここからの進行を貞廣委員にお願いする。

9 審議事項

第14号議案 令和8年度千葉県県立中学校第1学年入学者決定要項の制定について

【学習指導課長】

この入学者決定要項は、「県立中学校管理規則」第25条及び千葉県教育委員会行政組織規則第5条の規定により、令和8年度入学者決定の生徒の募集、入学者の決定方法等の大枠について定めるものである。

令和8年度の入学者決定要項における日程以外の変更点は、「第五 二次検査の実施及び入学許可候補者の内定」の項目にある「二 内定方法」の中から「自己申告書」に関わる部分を削除したことである。自己申告書を「内定のための資料に加えることができる」という表記が、欠席日数や障害の有無が内定に影響するという誤解を生じさせる可能性があるため、削除した。自己申告書については、この決定要項に基づいて詳細を定める実施要項の中に、提出によって不利益になることはない旨を含めて記載する予定である。

この入学者決定要項は、本日の議決を経た後、報道発表し、県教育委員会のホームページで公表するとともに、7月上旬に県報に登載し県民に告示する。なお、この入学者決定要項に基

づいて、詳細を定める「入学者決定実施要項」を8月に作成し、県教育委員会のホームページに公表する。

一次検査は令和7年12月6日に実施し、同月17日に結果の発表を行う。二次検査は令和8年1月24日に実施し、同月30日に結果の発表を行う。なお、入学者決定に係る日程については、令和6年12月の教育委員会会議において決定し、すでに県教育委員会ホームページで公表している。

【永沢委員】

自己申告書を提出することについて、受検者にとっての良いことは何か。

【学習指導課長】

受検する中学校に、所属する小学校を通さず、直接自分の言葉で伝えることができる点が、受検者にとっての良い点と考える。例えば、不登校等で学校に通えていなかったことを気にしている場合や、障害により検査にあたって自分が心配していることなどを伝えておきたい場合、自分の言葉で説明することができる。

【永沢委員】

アンコンシャスバイアスが入る余地をできるだけなくし、受検が公平に行われるようにしてほしい。現在、報告書に出欠の記録の欄が残っていることも、来年度に向けて検討してほしい。

【学習指導課長】

小・中・高等学校や保護者の代表者、有識者などからなる協議会の中で幅広い意見を伺い、検討していきたい。

【貞廣教育長職務代理者】

第14号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【貞廣教育長職務代理者】

第14号議案は、原案どおり可決する。

報告1 令和8年度公立学校教員採用候補者選考の志願状況について

【教職員課任用室長】

志願状況であるが、志願者の合計は5,730名で、このうち大学3年次等を対象とする「ちば夢チャレンジ特別選考」の志願者は1,498名であり、志願者総数としては、昨年度を216名下回る結果となった。募集人員の合計約1,700名に対し、「ちば夢チャレンジ特別選考」の志願者数を除いた4,232名の志願があり、志願倍率は約2.5倍となった。志願者数の内訳だが、小学校は1,075名で志願倍率は1.5倍、中学校と中・高共通枠は、2,286名で志願倍率は3.1倍、特別支援教育は295名で志願倍率は1.8倍、養護教諭は384名で志願倍率は7.7倍となった。

優秀な人材を採用するために、志願者の確保は大きな課題と捉えている。民間企業の有する媒体を活用した教員採用プロモーション事業等により、教員として働く魅力を発信していくことや幅広い人材への広報の充実、また、働き方改革の推進により、志願者の増加につなげたいと考えている。

今後の採用選考の日程であるが、第1次選考は7月6日（日）、第2次選考は8月下旬に行い、最終合格発表は10月中旬を予定している。なお、第1次選考における千葉県会場は、昨

年度に引き続き、幕張メッセを使用し、1会場で実施する。

【花岡委員】

「ちば夢チャレンジ特別選考」について、インターネットで検索しても事務的な内容ばかりで、アイキャッチのものがなかなか出てこない。「千の葉の先生になる」のサイトや立派なパンフレットもあり、良いキャンペーンだと思うので、「ちば夢チャレンジ特別選考」について検索すると「千の葉の先生になる」のサイトにつながるような工夫をして、千葉県の新先生になることの魅力を目で見てわかるように情報検索の仕方について検討いただきたい。

【教職員課任用室長】

アイキャッチの件など、貴重な御意見をいただいた。早速、検討していきたい。

【櫻井委員】

小学校の志願者・倍率が低下している要因について、現段階で何か分析できているのか伺いたい。

【教職員課任用室長】

現時点では、細かい分析ができていない。毎年、減少しているので、今一度データの分析をしていきたい。

【櫻井委員】

データの分析も必要だが、受験者の声など定性的なデータも組み込んでいただいて、先ほどのネット戦略と合わせて検討いただきたい。

【芦澤委員】

第2次選考後の最終合格発表が10月中旬と予定されているが、来年度以降は、できれば9月末までに発表できるよう検討いただきたい。民間企業の新卒採用スケジュールとあまり乖離が無いようにしたほうが良い。民間企業では、翌年4月1日採用の内定者について、内定式を10月1日に行っている。卒業を控えた学生にとっては、10月中旬になってもまだ決まらないということが、教職への応募を躊躇する要因になっていると思われる。

【教職員課任用室長】

合格発表について、10月中旬としているが、今後発表時期を検討していきたい。

【貞廣教育長職務代理者】

もう少し合格発表が早くなるとよい。また、発表日時が明らかになっていないので、発表を待つ受験者の精神衛生にも配慮していただけるとありがたい。

報告1は終了。

教育長報告 「高校歴史教科書の採択等について（請願）」への対応について

【杉野教育長】

本請願の請願項目は2点である。1点目、実教出版（株）の高校「歴史総合新訂版むすびつく世界と日本」には、いわゆる「南京事件」に関して、誤解を招きかねない不適切な記述があるため採択を控えること。2点目、いわゆる「南京事件」を授業で教える場合は、中国軍の多くが国際法違反の便衣兵として民間人を盾に戦争行為をしたこと、当時の南京の人口は約20万人で1か月後には5万人増加しており、20～30万人の「大虐殺」等の根拠がないことなどを補足説明することの2点が求められている。

1点目については、県立高等学校の使用教科書の採択は、県立高等学校管理規則第15条及び千葉県教育委員会行政組織規則第12条第7号の規定により、各学校の教科書選定委員会等を経て校長が選定し、県教育委員会が採択するものであり、「手続きを経ずに、特定の教科書について採択することはできない」ため、付議しないこととした。

2点目については、各教科・科目の指導方法等を規定する学習指導要領に則って各学校で教育課程が編成されており、それに基づいて授業が行われていることから、「教育委員会が方向性を導くようなことではない」ため、付議しないこととした。

委員報告 N高等学校（松戸キャンパス）への委員視察について

【永沢委員】

2016年4月に開校したN高等学校は、私立の通信制高等学校である。開校当時の生徒数が1,570名であったが、生徒数の増加に伴って、2021年にはS高等学校、2025年にはR高等学校を開校し、2025年5月時点で生徒数が3万2,616人と、開校当時から比べると20倍ほど増えている。

N高等学校、S高等学校、R高等学校は、スクーリングを行う場所に違いがあるだけで、受けられるカリキュラムは同じである。5つのコースがある中で、ネットコースが基本のコースとなり、自宅でパソコンやスマートフォンなどのデバイスを使用して映像で学び、確認テストを受け、單元ごとにまとめたレポートを提出するといった学習の流れで行うが、毎年1週間程度の対面形式の授業のスクーリングがある。また、全ての生徒に学習の進捗確認や生活指導など、役割の違う複数のメンターがついてサポートしているとのことであった。他に4つのオプションのコースがある。通学コースは、インターネットの学習に加えて全国に100か所あるキャンパスのいずれかに通学して選択授業を受けるコースである。オンライン通学コースは、キャンパスに通学するのではなく、オンライン上で少人数でのやりとりをしながら学ぶコースであり、海外を含めてどの場所からでも参加が可能である。通学プログラミングコースは、週5日通学して生徒一人一人がプログラミングによって作りたいものを作るコースである。

2024年4月から始まった個別指導コースが一番新しいコースであり、一対一での学習指導を受けて進捗状況をこまめに確認してもらい、学力強化を目指すコースである。住む地域やライフスタイルによって自分に合う学び方を選択することができるだけでなく、学習の場に学校を楽しくする仕掛けがいろいろあった。

イベントはオンラインとリアル両方があり、オンライン上で知り合った人たちとリアルでも会うことができるようになっている。部活もあり、オンライン上で部員同士が交流したり、プロに教えてもらったりできる美術部とeスポーツ部、投資部を紹介する。美術部は部員が一番多く、3,000人程度いて、自分の作品を投稿して部員同士で交流したり、プロに添削してもらったりする機会がある。eスポーツ部は、オンラインゲームを楽しむだけでなく、全国大会やプロを目指す人もいて、選抜指定強化選手はプロコーチによる特別指導が受けられるようである。投資部は、実際に株式投資に挑戦することができる。利益が出た場合は利益をもらえ、損失が発生した場合も本人の負担がないとのことで、視察に行った皆が興味を示していた。

生徒に、N高等学校を選んだ理由を尋ねたところ、体調面から在籍していた学校を退学せざるを得なかったという生徒もいたが、やりたいことがあるから選んだという生徒が多かった。生徒数の急増に合わせて教員の数を増やしたり、生徒の多様なニーズにこたえようとコースを増やしたりするような柔軟な対応がとられていて素晴らしいと感じた。県教育委員会がN高等学校から学ぶべきことがいろいろあるのではないかと思った。

<傍聴・報道 退出>

第 15号議案 専決処分の申し入れについて

教育施設課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第 16号議案 千葉県図書館協議会委員の任命について

生涯学習課新県立図書館建設準備室長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第 17号議案 市町村立小学校長の人事について

教職員課副参事の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第 18号議案 職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第 19号議案 職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

9 教育長閉会宣告

令和7年6月26日 署名人